

接骨院(整骨院)で健康保険証が使える場合は限られます

接骨院(整骨院)で健康保険(保険証)が使えるのは外傷施術のみです。柔道整復師〔接骨院(整骨院)〕の施術には、**健康保険(保険証)が「使えるもの」と「使えないもの」が定められています。**

(参考)厚生労働省HP内柔道整復師等の施術にかかる療養費の取扱いについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/jyuudou/index.html

このため、子ども等医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の助成対象は保険適用部分(健康保険(保険証)が使える場合)ですので、接骨院(整骨院)で施術を受けても、以下のような健康保険証が使えない場合は対象外となります。

健康保険証が使える場合 〔 子ども等医療費助成制度及び ひとり親家庭等医療費助成制度の 対象となります 〕	健康保険証が使えない場合 〔 全額自己負担になります 〕
・打撲 ・ねんざ ・挫傷(肉離れなど) ・骨折、脱臼 (応急処置以後は<u>医師の同意が必要</u>です) ※学校行事やスポーツ少年団の活動中でのけがの場合、そちらで加入している保険を優先することがあります。	・日常生活の中での疲れ、肩こり、腰痛、体調不良など ・スポーツなどによる単なる筋肉疲労 ・以前負傷した部位の痛み ・脳疾患後遺症、リウマチ ・症状改善のみられない長期の施術 ・原因不明の痛みや違和感 など

接骨院(整骨院)で施術を受けるときの注意事項

- ・原因をできるだけ正確に伝えましょう。
どのような原因でけがをしたのか、施術者にきちんと伝えましょう。
「健康保険証が使えない場合」の症状で施術を受けたのに、健康保険が使えたという場合は、保険者(健康保険組合や区市町村の国民健康保険担当など)へご連絡ください。この場合、子ども等医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の助成対象ではない場合があります。
- ・「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう。
健康保険証を使用して施術を受ける場合は「療養費支給申請書」に患者本人の署名が必要です。
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう。
長期にわたって施術を受けても症状が改善しない場合は、医師の診察を受けることをお勧めします。